

和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例

(平成31年4月1日施行)



条例の概要

県民の責務等

飲酒運転を見かけたときは警察に**通報**するよう努めること

運転することが見込まれる場合は**飲酒**しないこと

飲酒した場合は、影響がなくなるまで**運転**しないこと

飲酒運転で検挙された場合

飲酒運転で検挙された場合（1回目）
アルコール依存症に関して専門医の診察を受けるように努めなければなりません。

5年以内に再度飲酒運転で検挙された場合（2回目）
アルコール依存症に関する受診を命じられます。
(命令に従わない場合は5万円以下の過料)

事業者の責務等

飲食店営業者は、
・酒類を注文する利用客の**交通手段**を確認すること
・車の利用者には、運転代行業者の利用やハンドルキーパーを決めておくなど**飲酒運転防止の措置**がとられているか確認すること
・確認できない場合は**酒類を提供しない**こと

県が実施する施策に**協力**するよう努めること

飲食店営業者等*は店舗ごとに**ポスター**
ステッカーなどを貼るよう努めること

来店者が飲酒運転で検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その取組を怠った場合

▼
店名等を県警ホームページで**公表**され、指示書を店内に**掲示**することを命令されます。

▼
掲示しない場合、5万円以下の過料

*飲食店営業者等…飲食店営業者及び酒類販売業者